

2015年3月11日

博士学位請求論文 審査報告書

申請者 相澤美智子
論文題名 雇用差別への法的挑戦 — アメリカの経験・日本への示唆
審査員 盛 誠吾、阪口正二郎、高橋真弓

1 論文の構成

相澤氏の学位請求論文（以下、「本論文」という）は、『雇用差別への法的挑戦 — アメリカの経験・日本への示唆』（2012年、創文社）として刊行されたものである。

相澤氏は、これまで、本論文のタイトルでもある「雇用差別」をテーマとして研究を重ね、多くの業績を公表してきた。しかし、本論文は、決してそのような業績を集成した論文集ではない。本論文の「序論」で述べられているように、本論文は相澤氏のこれまでの研究実績の限界や反省をも踏まえつつ、それらを再構成して執筆された、全く新たなモノグラフともいべきものである。本論文は、本論と補論を含めて全体として500ページを超える大部のものであり、その構成は、次のとおりである。

序論

PROLOGUE 暗く厳しい長い冬 — 第7編制定以前のアメリカ社会

ACT I 栄光への道のり — 第7編法制形成史

Scene I 雪どけ — 萌芽期の雇用差別禁止法

Scene II 春を呼ぶ嵐 — 人種差別撤廃を求める運動の高まりと雇用差別禁止法の成立

Scene III 光り輝く季節 — アファーマティブ・アクションから差別的効果法理の形成へ

INTERMEZZO 第7編及び大統領令11246の仕組み

ACT II 漸次的後退 — 第7編法制の受難の歴史的過程

Scene I 過ぎゆく夏 — 第7編法制の後退の始まり

Scene II 冬の時代へ — 共和党政権下における大きな後退

Scene III 小春日和、そして、木枯らし — 若干の揺り戻し、そして再度の後退

EPILOGUE 再び春を — 法学による判例批判・第7編法制の再編の模索

補論Ⅰ セクシャル・ハラスメント法理

補論Ⅱ アメリカ法の特質

補記

あとがき

索引

2 本論文の内容

- (1) 本論文では、まず「序論」において、相澤氏自身のこれまでの研究を振り返り、そこには法社会的・法史的視点が欠けていたこと、判例・学説を歴史的な脈から切り離して孤立的に紹介するにとどまっていたことなどの反省を踏まえ、公民権法第7編（以下、「第7編」ともいう。）法制の全体像を社会・経済・政治状況の関連において立体的・構造的に描くこと、とりわけ差別的取扱い法理と差別的効果法理という2つの差別禁止法理の展開と相互の関連性を実証することを中心的な課題として設定する。
- (2) 本編の冒頭である「PROLOGUE」では、公民権法第7編による雇用差別禁止の前史として、アメリカにおける人種問題の歴史や、女性の就労時間を制限する州法の状況などが取り上げられる。

「ActⅠ 栄光への道のり」では、まず「SceneⅠ」において、第2次世界大戦前の雇用差別禁止法につき、州法や大統領令による取組みが取り上げられる。

次いで「SceneⅡ」では、第2次世界大戦後の、人種差別に関する画期的な BrownⅠ事件・連邦最高裁判決（1954年）の登場と公民権運動の展開が、1964年の公民権法の制定に結実したこと、そして雇用機会均等委員会（EEOC）の設立と権限などの同法の概要が述べられている。さらに、1965年にはジョンソン大統領による大統領令11246が発せられ、雇用差別の禁止とアファーマティブ・アクション（affirmative action、積極的正措置）の展開に貢献したことが指摘されている。

次の「SceneⅢ」では、第7編制定後の状況につき、公民権運動と女性運動の展開、EEOCによる積極的対応、クラス・アクションの活用、EEOCの権限を強化する1972年の雇用機会均等法の成立が取り上げられ、さらにこの時期に判例によって形成された差別的効果法理（disparate impact theory）の内容と意義についての検討がなされている。

この差別的効果法理とは、1971年の Griggs 事件・連邦最高裁判決によって形成されたものであり、人種や性別などの属性に外見上は中立的な基準や慣行であっても、それが職務上の必要性や職務関連性がなく、結果的に特定の属性を有する集団にとって著しい不利益を生ずる場合には、結果それ自体が差別となるという法理である。相澤氏は、このことについて、差別を温存してしまう社会的構造そのものに変革を迫るという意義を持つものであったと評価している。以上のように、この時期、雇用差別をめぐる状況

は、まさに「光り輝く季節」であった。

(3) 「Act I」と「Act II」の間に挿入された「INTERMEZZO」では、第7編をめぐる法的救済として、行政機関（EEOC）による種々の救済手段と、裁判所による救済に関し、訴訟手続や立証方法のほか、救済内容の特徴としてエクイティ上の救済などが検討されており、さらに大統領令 11246 によるアファーマティブ・アクションの実施についても、独立して取り上げられている。

(4) 後半の「Act II 漸次的後退」は、第7編の運用が次第に後退し、法理論上も縮減されていく過程を紹介・検討したものである。

最初の「Scene I」では、まず、1973年のMcDonnell Douglas事件連邦最高裁判決が個別的差別的取扱い法理を形成したことにより、差別的効果法理とともに2つの差別法理が確立したことが示される。しかし、このことは、立証責任をめぐる新たな議論を呼んだほか、結果的には判例上の差別的効果法理の適用範囲を狭めることになったという。また、判例上のもう一つの法理である系統的差別的取扱い法理の縮減など、この時期の連邦最高裁による判例理論の後退については、アメリカ雇用差別問題の動向を象徴するものとして立ち入った検討が加えられている。なお、1970年代には、既にアメリカ社会の保守化や女性運動の停滞などにより、第7編をめぐる状況には変化が生じ始めたことが、そのような動向の背景として指摘されている。

次の「Scene II」では、1980年のレーガン大統領当選以降、90年代初めまでが対象とされ、当時の保守主義の台頭や政治・経済状況を前提として、EEOCによる第7編運用の停滞、クラス・アクションの激減、判例による差別的効果法理の縮減などの動向が検討される。1991年には、それに先立つ差別の立証責任をめぐる議論を収束する目的で第7編が改正され、差別的取扱いに関しては、人種や性が雇用上の決定の一要因であったことを原告が証明すれば、他の要因のいかんにかかわらず第7編違反が成立するという「複合的動機」法理が明文化されたほか、intentionalな差別に対する補償的損害賠償及び懲罰的損害賠償の可能性が定められたが、全体としての傾向は変わっていないという。

「Scene III」では、1993年のクリントン政権以降の状況につき、EEOCが再び差別の是正に積極的になったものの、裁判所においてはクラス・アクションの意義が低下し、差別的効果法理のさらなる衰退がもたらされたこと、個別的差別的取扱い法理に新たな展開と混迷がもたらされたことなどについて、下級審・連邦最高裁の判例に依拠しながら、詳細な検討が加えられている。

(5) 最後の「EPILOGUE 再び春を」では、差別禁止法理の新たな発展を志向するリンダ・クリーガー、マイケル・セルミ、チャールズ・サリバンという3人の主要な研究者を取り上げ、差別的効果法理を中心に、それぞれの異なる見解を紹介・検討したうえ、ここからは、「第7編に再び春を」という共通の声が聞こえてくるとの言葉で、本論を結ん

でいる。

- (6) 「補論Ⅰ セクシャル・ハラスメント法理」は、公民権法の下では性差別として捉えられるセクシャル・ハラスメントについて、先駆的なキャサリン・マッキノンの見解（1979年）や EEOC のガイドライン（1980年）を前提として、その後の判例と学説の展開を詳細に検討したものである。さらに「補論Ⅱ アメリカ法の特徴」では、わが国の男女雇用機会均等法と対比しつつ、アメリカ法の特徴として、立法の形式と内容、差別の救済における行政と司法の関係、特に司法的救済に関しては、立証のための証拠の取扱いや立証責任の意味と内容、救済の方法が取り上げており、さらには法学の特徴そのものにも言及している。

3 本論文の評価

- (1) 本論文は、その分量はもとより、その構成や研究手法についても、近年の労働法学の領域においては他に類例を見ない労作であり、次のような意義を有している。

第1に、アメリカにおける雇用差別問題について、公民権法第7編を中心に、その前史、同法の成立とその後の改正、同法の解釈・適用をめぐる判例および学説の展開について、時系列的に総合的・包括的な検討を行ったことである。アメリカの公民権法第7編に関しては、性差別を中心に、これまで制度面や判例の展開についての先行研究があるが、本論文は、アメリカにおける雇用差別問題の全体像について、制度面の展開はもとより、判例を中心とした雇用差別法理の形成と展開について、その後の後退・縮減の動向をも含めて描き出したことに意義がある。雇用差別問題全体についてのかくも包括的な研究は、本論文が最初のものである。

第2に、本論文は、その研究方法や検討視角にも大きな特徴と意義がある。検討の直接の対象こそ雇用差別に関する法制度とその適用をめぐる判例・学説の展開であるが、本論文の冒頭において、あえて「本書は、法解釈学の著作なのではない」と断ったうえ、政治的、社会的、経済的背景との関連にとどまらず、社会学など他の研究分野における研究成果をも参照し、公民権法第7編法制の形成と展開の歴史を総合的かつ詳細に描いている。法解釈をそれとして孤立したものとしてではなく、まさに上記のような様々な要因によって規定されたものとして捉え、理解しようとしたものであり、この点でも本論文は、雇用差別問題についての新たな研究手法を切り開いたものと評価できる。

第3として、雇用差別法理の研究という観点からも、本論文は注目すべき成果をあげたと言える。差別的効果法理と差別的取扱い法理という2つの法理の形成と展開の検討にとどまらず、それらの相互の関連性や、差別的取扱い法理の内容をなす個別的差別取扱い法理と系統的差別取扱い法理、複合的動機法理などが、いわば網羅的・総合的に検討されている。そのために、本論文においては、雇用差別問題に関する夥しい数の判例

が取り上げられているだけでなく、その前提となるアメリカの司法制度や訴訟制度の特徴にも十分な配慮が加えられている。また、アメリカにおいて形成された差別的効果法理は、その後イギリスの1975年雇用差別禁止法に「間接差別 indirect discrimination」として取り込まれ、わが国においても、2006年の改正により、男女雇用機会均等法第7条に間接差別に関する規定が置かれることになった。ところが、アメリカにおいては、かえって差別的効果法理の縮減傾向が進み、むしろ学説においてその再生が主張されていることについての本論文の指摘は、今後のわが国における間接差別をめぐる議論にも影響を及ぼすことになろう。

以上のような本論文意義やその内容からして、本論文は、相澤氏が専門とする労働法のみならず、アメリカ法や憲法など、関連する分野の研究者にとっても大きく裨益することは確かである。

(2) 他方において、本論文には若干の問題点や疑問があることも否定できない。

例えば、本論文は、「Act」や「Scene」という構成を採用し、それに合わせて個々の標題にも「雪解け」、「春を呼ぶ嵐」、「光り輝く季節」といった表現を用いて雇用差別問題を一連の流れとして捉えようとしているが、そのことが、かえって予め設定した「あらすじ」に従い、実際の判例や法理論の展開をそれに当てはめようとしてはいないかとの疑問を生む可能性がある。例えば、判例における差別的効果法理の「縮減」や「後退」について論じているが、果たしてそのことは、最初に広く定義づけられた法理そのものが制限されていく過程なのか、それとも、当初は必ずしも明確ではなかった法理適用のための要件やその外延が明確にされた結果にほかならないのかは、評価が分かれるところであろう。

また、アメリカ法の特徴には随所で触れられてはいるものの、それが外国法研究として十分なものかという問題もある。例えば、アメリカには、差別の救済方法に関し、英米法の特徴であるエクイティ上の救済として裁判所によるインジャンクション（差止め命令）という独自の仕組みがあり、差別の認定や立証に関する法理が、そのような救済方法を前提として論じられ、逆にそのような救済方法の内容と要件が差別法理に影響を及ぼすという側面があると思われるが、本論文ではその間の関係が必ずしも明確ではない。このことは、そのような救済方法のないわが国において、アメリカのような差別法理がそのまま妥当するのか、どこまで参照できるのか、という疑問にもつながることになる。

さらにいえば、本論文の副題には「日本への示唆」とあるものの、わが国についての言及は、いくつかの注においてなされているほかには、「補論Ⅱ」において、アメリカ法の特徴について述べる中で、若干の日米間の違いとして言及されているにとどまる。日本への示唆を得ようとするのであれば、補論という形ではなく、より本格的な比較法的手法や構成がとられて然るべきであり、このことは、相澤氏が取り組むべき今後の課

題であろう。

ただし、このうちの最後の点については、その後の相澤氏の研究活動をみる限り、相当程度補完されていることも確かである。その一例として、最近の労働法専門誌に掲載された「中国電力事件広島高裁判決に関する意見書」労働法律旬報 1831・32 号（2015 年 1 月）と題する論稿を取り上げておきたい。これは、女性であることを理由とする昇格・昇進についての差別の有無が争われた訴訟に関し、最高裁に提出された原告側意見書であるが、そこでは、複合的動機法理や統計的証拠、さらには社会心理学による研究成果との関連での補強証拠の考え方など、相澤氏のアメリカ法研究の成果を引用しつつ、差別的取扱いの立証について、証拠の選択や評価方法を含め、高裁判決に対する鋭い批判を展開している。このことは、相澤氏が、単にアメリカ法の研究から日本法への示唆を得るといふにとどまらず、その研究成果を生かし、わが国の法解釈にも貢献しうるような資質と能力を有することを実証したものといえる。

4 結論

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づき、審査員一同は、申請者相澤美智子氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。

以上